

神司発甲第277号
令和7年10月2日

法務省民事局参事官室 御中

神奈川県司法書士会
会長 坂根 隆志
横浜市中区吉浜町1
電話045-641-1372

メール jimukyoku@shiho.or.jp

**「民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の
算定等に関する省令案」に関する意見**

神奈川県司法書士会は、民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案に対し、以下のとおり意見する。

【意見趣旨】

①先取特権の額の算定に関する事項について、省令案に反対する。

1月当たり10万円に同条に規定する定期金により扶養を受けるべき子の数を乗じて得た額とするのが良いと考える。

②法定養育費の額の算定に関する事項について、省令案に反対する。

2万円に同項の規定による請求をする父母の一方が離婚の時から引き続き監護を主として行う子の数を乗じて得た額ではなく、2万円からの引き上げを求める。

また名称を「法定養育費」から「暫定養育費」するのが良いと考える。

③省令案附則に関する事項については賛成する

【意見の詳細】

(1) 先取特権の額の算定に関する事項（省令案第1条関係）について

①実効性の確保

本省令案においては「1月当たり8万円に同条に規定する定期金により扶養を受けるべき子の数を乗じて得た額」と定められているが、子の生活費・教育費に照らして低廉である。

「民法第三百八条の二に規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」に関する概要説明でも引用されているが、令和3年度全国ひとり親世帯等調査によれば、こどもの数別養育費（1世帯平均月額）の状況

（表１７－（３）－１３）では、母子世帯でこどもが３人の場合の１世帯平均月額が８７，３００円であり本省令案で定める金額を超過する。１世帯平均月額であることから、こどもが２人の世帯などにおいても本省令案で定める金額を超過する事例があり、先取特権の対象とならない養育費については、別途債務名義を取得せねばならない。本省令案で定める金額では、先取特権を行使する養育費の債権者にとって利用しやすい制度とする制度趣旨を実現することが出来ない。

また、給料差押実務においては養育費の未払いの場合、通常２分の１が上限となり、債務者に一定の生活費を残す制度設計がなされており、省令案の金額を金１０万円としたとしても、債務者の生活を大きく脅かすものとはならず、「子の監護に要する費用として相当な額」は１月当たり金１０万円とするのが相当である。

②先取特権と一般債権者との均衡

新民法第３０８条の２では子の監護費用の先取特権を定め、一定金額について一般債権者に優先して弁済を受けることを認めている。子の監護費用については民事執行法第１５１条の２及び同第１５２条３項において特例が定められ、一般債権よりも債権回収の面で優遇されている。この点からも明らかとなり、債権の性質上、養育費債権に一定程度の優先性を認めたとしても、一般債権者を不当に侵害することにはならない。一般債権者の予測可能性を担保する必要性については、概要説明においても触れられているとおり明確な特定額で定めることで足り、１月当たり金１０万円としても予測可能性は担保されると考える。

養育費は協議や調停・裁判を通じて、個別具体的な生活状況などを考慮して定められる金額であるところ、養育費を月１０万円と定めても、先取特権の効力が８万円に制限される場合、個別具体的な生活状況を考慮して定められた金額であるにも関わらず、その一部しか優先的に支払を受けることが出来ず、残額については別途債務名義を取得することを求められ、債権が競合した場合などは全額の支払いが受けられない可能性がある点などは、子の監護費用に先取特権を認めた趣旨からも逸脱し、子を監護する親に二重の負担を課すことになる。

（２）法定養育費の額の算定に関する事項（省令案第２条関係）について

① 金額の低廉性

新民法第７６６条の３において法定養育費が定められたことで、様々な事情により養育費の取決め等が出来ない場合であっても養育費請求権が「離婚時か

ら当然に発生」することとなった点は大きく評価するものであるが、本省令案で定める2万円は低廉であり、引き上げが必要であると考ええる。

モデル事例

離婚によって母子家庭となりこども1人を母が養育し、父が養育費を負担するケース

母子世帯収入：236万円

（令和3年度のひとり親世帯等調査の母子世帯の平均就労収入）

父収入：569万円

（令和5年分の国税庁「民間給与実態統計調査」民間の事業所における給与取得者のうち男性の平均給与）

養育費標準算定方式に基づき養育費を計算

子が0～14歳である場合は月額52,000円程度

子が15歳以上である場合は月額61,000円程度

法定養育費は父母において、養育費の取決め等がされるまでの間に請求することができる暫定的・補充的な性質であることを考慮すると、上記モデル事例によって算出した標準的な養育費の額と単純比較すべきではないという点を考慮したとしても、省令案にて定める金2万円とは2.5倍から3倍程度の差異が生じている。父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額として定められる金額としては、省令案は低廉であると考え

② 父母における養育費の取決めの環境整備

法定養育費は父母において、養育費の取決め等がされるまでの間に請求することができる暫定的・補充的な性質であることから、極めて例外的であり、原則は父母における協議や家庭裁判所において養育費の取決めを行う必要がある。暫定的・補充的な法定養育費の支払いのみが固定化し、父母における養育費の取り決めが進展しない結果、子を監護する親が経済的に困窮することはあってはならない。

法定養育費の制度趣旨を市民が正しく理解し、法定養育費制度が導入されたとしても、養育費に関する父母による取り決めの必要性を認識することができるよう、広く広報を行うことが必要であると考ええる。

また市民にとって司法はまだ身近ではなく、裁判手続きを利用することに躊躇や不安を覚える市民も多い。専門職能の活用や民間支援団体との連携を通じて、当事者間の協議の促進や、調停を積極的に活用することで、こどもに

とって必要な養育費を算定し、その支払いが行われる環境を整備する必要がある。

③債務者の生活保障との調整

法定養育費の額の増額は、養育費を負担する義務者にも大きな影響が生じる点は懸念に価すると考える。法定養育費は父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額とされている以上、父母の取り決めなどで大幅に減額されることは想定できないが、義務者の収入状況などによって負担が困難である場合は民法第766条の3第3項において、家庭裁判所において全部若しくは一部の免除または支払いの猶予、その他相当な処分を命じることが出来る旨定められており、債務者が殊更に経済的困窮に陥る事態は想定できない。

④公的扶助による支援の必要性

ひとり親世帯が経済的に困窮となる原因は、社会的構造による側面もある。令和3年度全国ひとり親世帯等調査では、母子家庭は正規の職員・従業員が48.8%、パート・アルバイトが38.8%であり約4割が非正規労働に従事している。一方で、父子家庭は正規の職員・従業員が69.9%、自営業14.8%、パート・アルバイトは4.9%であり、非正規労働は母子家庭に比べると極端に少ない。これはひとり親世帯に関わらず、我が国全体の社会的課題であり、厚生労働省が実施した「男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向」においては令和3年の非正規雇用労働者の男女別の内訳は男性が31.5%、女性が68.5%となっている。

ひとり親世帯の経済的基盤の安定については、養育費の負担といった父母の資力のみには依拠するのではなく、社会課題に対する手当としてより積極的な公助が必要であると考ええる。

現状でも児童扶養手当などの支援制度は設けられているが、受給資格者らの所得に応じて児童1人のとき満額月額4万6690円程度であり、こどもの養育のための費用としては十分であるとは到底言えない。

「子に過ぎたる宝なし」。少子高齢化が進む我が国において、日本の将来を担うべきこどもの養育環境を整備することは、国策として対応すべきである。親の離婚や親の無資力により、こどもの命が脅かされたり、将来の選択肢が狭まることはあってはならない。法定養育費をはじめとした施策と合わせて、公助の充実を図り、私的扶助としての養育費＋公的扶助による支援の二層、さらに教育費支援を含めた三層構造で、こどもの最善の利益を保障する制度を構築する必要がある。

⑤制度の名称について

「法定養育費」は、「父母において養育費の取決め等がされるまでの間に請求することができる暫定的・補足的な制度」であるにも関わらず、名称から受ける印象から「法律で定めた養育費」と誤った理解が進む恐れがある。法定養育費は、あくまでも当事者の協議等による取決めがされるまでの暫定的・補足的な制度であることを明示する趣旨で、その名称を「暫定養育費」とするのが相当であると考ええる。

引用

●国税庁 民間給与実態統計調査

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2023.htm>

●厚生労働省 厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向

<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001101169.pdf>

以上